

ID: 1635

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	共同店舗等整備計画の認定
法令名称 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第3項
法令番号	昭和48年法律第101号
【基準】 法第4条第3項及び政令第4条の規定による。 (高度化事業計画の認定等) 第4条 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (1) 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備(以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。)の設置の事業 (2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業 (3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業 イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業 ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 (4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 (共同店舗等整備計画の認定の基準) 第4条 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第1号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。 (1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。 (2) 当該組合の組合員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。 (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (5) 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。 (6) 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。 2 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第2号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計	

画については、次のとおりとする。

- (1) 当該組合の組合員の数を経済産業省令で定める数以上であること。
 - (2) 当該組合が中小小売商業者であること。
 - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
 - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (5) 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
 - (6) 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。
- 3 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第3号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第4号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
- (1) 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数を経済産業省令で定める数以上であること。
 - (2) 出資により設立される会社又は法第4条第3項第4号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が10分の7以上であること。
 - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
 - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (5) 法第4条第3項第3号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
 - (6) 法第4条第3項第3号ロに定める事業又は同項第4号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第3号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第4号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
 - (7) 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間

30日

備考

設 定 年 月 日

平成 27 年 7 月 1 日

最終変更年月日

平成 29 年 10 月 1 日